

第20期

第22回

総会議事録

令和8年2月19日

1. 開催年月日 令和8年2月19日(木)

2. 開催場所 特別会議室

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出欠状況	備考
1	先崎孝太郎	出席	田村地区
2	古川 弘作	出席	中央地区
3	安藤 嘉行	出席	三穂田地区
4	鈴木 雄一	出席	安積地区
5	小林正一郎	出席	片平地区
6	佐久間俊一	出席	喜久田地区
7	渡邊 清助	出席	逢瀬地区
8	松川 延安	出席	田村地区
9	北島 繁和	出席	湖南地区
10	中尾 一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出欠状況	備考
11	吉田 直衛	出席	中田地区
12	池上慎一郎	出席	中央地区
13	須永 静夫	欠席	中央地区
14	濱津 洋一	出席	田村地区
15	高野 和介	欠席	日和田地区
16	藤田 稔	出席	熱海地区
17	石井 源信	出席	西田地区
18	濱尾 文博	出席	富久山地区
19	伊藤 城治	出席	三穂田地区
20	伊藤 博文	出席	中央地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 渡 辺 啓 一

【農地調整係主任】 大 堀 寛 和

【農業振興・農業法人係長】 椎 野 かおる

【事務局次長】 齋 藤 聡

【主任主査兼庶務係長】 片 田 友 博

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳 沼 一 幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 10時30分

8. 閉会宣言 11時23分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

松川 延安

署名人

藤田 稔

事務局	<p>ただいまより、第22回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、須永 静夫委員、高野 和介委員から欠席届が提出されています。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
会 長	<p>おはようございます。</p> <p>お忙しいところ、ご参集いただきありがとうございます。</p> <p>昨日は暖かかったですが、一気に冷えしました。</p> <p>農作業には充分、注意して行っていただきたいと思います。</p> <p>慎重審議、お願いいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。</p> <p>議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>8番 松川 延安 委員</p> <p>16番 藤田 稔 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。</p> <p>議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>タブレットの正誤表をご覧ください。</p> <p>議案第6号の別紙、3ページの田村4番の枝番に誤りがありましたので、訂正させていただきます。よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による</p>

	<p>許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番と2番の 2件について付議いたします。</p> <p>古川 弘作委員の調査報告を求めます。</p>
古川 弘作 委員	<p>1番と2番の 2件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>まず1番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は相手方要望、農業開始です。</p> <p>2月5日、事務局会議室において佐久間会長、濱津職務代理者、事務局職員とともに事前審査会を行いました。</p> <p>受け人は今回、購入する土地の隣に空き家バンクを通して自宅を買っております。現在は須賀川に住んでいますが、まもなく引っ越しをし、自宅の隣の畑で野菜を作付けします。</p> <p>現在も野菜などが作付けされており、きれいに管理されています。</p> <p>受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>次に2番ですが使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は相手方要望、経営拡大です。</p> <p>借人は貸人の息子で、昨年新規就農しましたが、農地が足りなくなったため、父親から農地を借りることにしました。</p> <p>農地には苗木や植木などが植えており、それを販売しながら父親の造園業を継承します。</p> <p>借人が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>

議 長	1番と2番の 2件について 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番と2番の 2件について 許可と決します。 次に3番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	3番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は妻への贈与です。 受け人と夫が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、3番 1件について 許可と決します。 次に4番 1件について、付議いたします。 渡邊 清助委員の調査報告を求めます。
渡邊 清助 委員	4番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。

	<p>2月5日、事務局会議室において佐久間会長、濱津職務代理人、中村委員、事務局職員とともに事前審査会を行いました。</p> <p>受け人は渡し人といっしょに申請地で野菜を作っていましたが渡し人が体調を崩し、耕作できなくなり今回の申請に至りました。</p> <p>審査会では確実に耕作することでしたので全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>4番 1件について許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について許可と決めます。</p> <p>次に5番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>5番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は贈与、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)

議 長	5番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、5番 1件について、 許可と決します。 次に6番 1件について、付議いたします。 小林正一郎委員の調査報告を求めます。
小林正一郎 委員	6番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は農業廃止、経営拡大です。 2月15日に現地調査及び受け人に聴き取り調査を行いました。 申請地は周辺農地と調和のとれた利用状況で、今後も水稻を 作付けします。農作業は受け人と妻が行います。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	6番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、6番 1件について 許可と決します。 次に7番と8番の 2件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	7番と8番の 2件について、調査の結果を報告いたします。 まず7番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。

	<p>受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>次に8番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は農業廃止、経営拡大です。</p> <p>受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>7番と8番の2件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、7番と8番の2件について、許可と決します。</p> <p>次に9番と10番の2件について、付議いたします。</p> <p>これは私の報告なので、議長交代いたします。</p>
濱津職代	<p>議長交代いたしました。</p> <p>佐久間俊一委員の調査報告を求めます。</p>
佐久間俊一委員	<p>9番と10番の2件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>まず9番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>2月15日に現地調査しました。</p> <p>申請の事由は相手方要望、経営拡大です。</p> <p>申請地は受け人の農地と隣にあり、受け人が農作業に従事します。</p> <p>次に10番ですが使用貸人、使用借人及び土地の表示は、</p>

	<p>記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は祖父から孫への経営継承です。</p> <p>2月15日に現地調査しました。</p> <p>借人が農作業に従事します。祖父も協力します。</p> <p>9番と10番の2件について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
濱津職代	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
濱津職代	<p>9番と10番の2件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
濱津職代	<p>異議ないものと認め、9番と10番の2件について許可と決します。</p> <p>議長交代いたします。</p>
議長	<p>議長交代いたしました。</p> <p>次に11番1件について、付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>11番1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は相手方要望、経営拡大です。</p> <p>受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、</p>

	<p>地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>11番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、11番 1件について、許可と決します。</p> <p>次に12番と13番の 2件について付議いたします。 濱尾 文博委員の調査報告を求めます。</p>
濱尾 文博 委員	<p>12番と13番の 2件について、調査の結果を報告いたします。 まず12番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は労力不足、経営拡大です。 本案件は高野委員が調査しましたが、欠席ですので副担当のわたしが報告いたします。 申請地は一枚の水田に渡し人と受け人の2筆の所有権があり以前から受け人が耕作していました。渡し人に後継者がいないことから売買することになりました。 今後も受け人が耕作するので全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件に問題はありません。</p> <p>次に13番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、経営拡大です。 申請地はかねてより受け人の親族の法人が耕作しており、今回、渡し人から依頼があり、今回の申請になりました。 全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件に問題は ありません。</p> <p>調査の結果、2件とも農地法第3条第2項各号に該当する事項は</p>

	<p>ありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>12番と13番の 2件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、12番と13番の 2件について許可と決します。</p> <p>次に14番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>14番 1件について調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、経営拡大です。 借人と妻が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>14番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、14番 1件について許可と決します。</p>

	<p>次に15番と16番の 2件について付議いたします。 北島 繁和委員の調査報告を求めます。</p>
北島 繁和 委員	<p>15番と16番の2件について、調査の結果を報告いたします。 まず15番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は贈与、経営拡大です。 2月16日に現地調査と受け人から話を聴きました。 申請地は以前より、渡し人が水稻を作付けしていましたが、 高齢になり、去年は受け人が耕作しました。 渡し人と受け人は本家、分家の親戚関係にあります。 今後、受け人に田んぼを託したいとのことから今回の申請に 至りました。農作業は受け人と両親が行います。 また地域の利用調整、水利調整に協力し、防除基準に従い 耕作管理をしていくということです。</p> <p>次に16番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、経営拡大です。 2月16日に現地調査と受け人から話を聴きました。 受け人は昨年3月に、新規就農で認定農家になり、営農計画書には 水稻栽培する旨、書かれております。 申請地は受け人の父親が以前より相対で耕作していました。 渡し人が高齢になり、若い農業者に渡したいとすることで 今回の申請になりました。 農作業は受け人と両親の協力をもらい、行います。 農機具は父の機械を使用します。 また地域の共同作業には積極的に参加、防除基準を順守し、 地域全体の維持管理に努めていきます。</p> <p>調査の結果、2件とも全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>

議 長	15番と16番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、15番と16番の 2件について 許可と決します。</p> <p>次に17番と18番の 2件について付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>17番と18番の2件について、調査の結果を報告いたします。 まず17番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は経営縮小、経営拡大です。 2月9日に現地調査を行い、適正に管理されておりました。 同日、代理人の行政書士に聴き取り調査をした結果、申請内容に 誤りはありませんでした。 農作業常時従事要件については、受け人が10年以上耕作しており 満たしております。 地域との調和要件については、地域の農地利用調整に協力する旨、 確約しております。 また申請書及び現地調査を含めて、農地の効率的かつ総合的な 利用の確保に支障が生じる恐れはありません。</p> <p>次に18番ですが使用貸人、使用借人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 2月9日に現地調査を行い、適正に管理されておりました。 同日、代理人の行政書士に聴き取り調査をした結果、申請内容に 誤りはありませんでした。 農作業常時従事要件については、農業の経験が法人化前からあり 今後も耕作していくとの確約書が添付されています。 地域との調和要件については、地域の農地利用調整に協力する旨、 確約しております。使用貸人である父親が協力者であり問題は ないと思います。 農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れは ありません。</p>

	<p>調査の結果、2件とも全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>17番と18番の2件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、17番と18番の2件について許可と決します。</p> <p>次に19番1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>19番1件について調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻、息子が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>19番1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>

議 長	<p>異議ないものと認め、19番 1件について許可と決めます。</p> <p>次に20番と21番の 2件について付議いたします。 先崎 孝太郎委員の調査報告を求めます。</p>
先崎孝太郎委員	<p>20番と21番の2件について、調査の結果を報告いたします。 まず20番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由はその他、経営拡大です。</p> <p>次に21番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は労力不足、経営拡大です。 2月10日に現地調査と聴き取り調査を行いました。 2件とも21番の渡し人が昨年まで耕作していました。 受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>調査の結果、2件とも全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>20番と21番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、20番と21番の 2件について許可と決めます。 以上で、議案第1号を終わります。</p> <p>続いて、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず、1番 1件について付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔委員	<p>1番について、調査の結果を報告いたします。</p>

	<p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、駐車場です。</p> <p>2月10日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は平成元年から転用許可を受けずに駐車場として使用しており、建物はありません。</p> <p>申請人は転用許可を受けなかったことを認識しており、顛末書が添付されています。</p> <p>また周囲には申請人以外の農地はなく、農地の分断は生じません。</p> <p>申請地は平坦で土砂の流出はなく、駐車場のため日照等の被害はありません。</p> <p>2月9日と10日に渡し人8名と受け人に電話で聴き取り調査を行いました。申請内容に間違いはありませんでした。</p> <p>申請目的実現の確実性については各種行政手続きが済みであり充分と思われます。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第3種農地2-1-(1)-エ-(ア)-b-(a)で甲種農地の要件を満たしていない、住宅、事業施設、公共施設、公益的施設が連たんし、市街化が相当進んでいる区域です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で、第3種農地の転用は許可することができます。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、1番 1件について、

	<p>許可と決めます。</p> <p>次に、2番 1件について付議いたします。</p> <p>松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安委員	<p>2番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>農地区分は第2種農地と判断しました。</p> <p>申請地は現在、受け人が居住している住宅に隣接しています。</p> <p>現在の敷地が狭いので、申請地を購入し、駐車場に転用します。</p> <p>聴き取り調査と現地確認を行いました。申請地に建築物の予定はなく、また農地の蚕食、日照等の影響もないと思います。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、</p> <p>農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、第2種農地の転用は申請地以外に適当な土地がないことが必要ですが、農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	2番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)

議 長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第2号を終わります。</p> <p>続いて、議案第3号「農地中間管理機構特例事業に係る農用地利用集積等促進計画を定めること」の要請について」を議題といたします。</p> <p>農地中間管理機構特例事業に係る農用地利用集積等促進計画の作成を福島県農地中間管理機構へ要請することについて、次のとおりお諮りいたします。</p> <p>1番から4番までの 4件について付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号別紙をご覧ください。</p> <p>議案第3号は農地中間管理機構が行う農地売買特例事業に係る農用地利用集積等促進計画案を定めることについて福島県農地中間管理機構に要請することをお諮りするものです。</p> <p>農地売買特例事業は所有者から農地中間管理機構が農地を買い入れ、農地中間管理機構から買い受け希望者へ農地を売り渡すものです。</p> <p>1番から4番について、買い受け希望者は全部耕作要件、農作業常時従事要件を満たしており、売買価格は過去の売買及び近傍類似価格を参考にし、各地区の委員から確認をいただいております。</p> <p>農用地利用集積等促進計画を定めることを要請することは適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1番から4番までの 4件について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1番から4番までの 4件について原案のとおり決めます。</p> <p>以上で、議案第3号を終わります。</p> <p>続いて、議案第4号「非農地に関する判断について」を</p>

	<p>議題といたします。</p> <p>まず1番 1件について付議いたします。</p> <p>松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安委員	<p>1番の調査の結果を報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>1月29日に事務局職員と現地調査しました。</p> <p>4筆ありますが、上の2筆は周りの農地も含め20年以上、耕作放棄された農地で、傾斜地でもあり耕作不可能と思います。</p> <p>残りの2筆も雑木が生い茂り、周りの農地も同様、山のようになっており、非農地と判断しても周辺農地への影響はないと思います。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番 1件について、</p> <p>非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、</p> <p>非農地と決めます。</p> <p>次に2番 1件について付議いたします。</p> <p>松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安委員	<p>2番の調査の結果を報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>全部で6筆ありますが、上の3筆は10年ほど前に購入した土地ですが、購入後に盛り土をして北側に面した市道と同じ高さにした1つにまとまった区画であります。</p> <p>現地調査した時点では、草が刈られており、容易に農地として利用できる状態だと思えます。</p> <p>よって、非農地の判断はできないと思えます。</p> <p>残りの3筆ですが、周辺の畑が耕作されており、雑木が少なく農地に戻すのは困難と見られないため、非農地との判断はできないと判断しましたので、ご審議のほどよろしく</p>

	お願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	2番 1件について、農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、2番 1件について、農地と決めます。 以上で、議案第4号を終わります。 続いて、議案第5号「農業振興地域整備計画の変更に係る 意見について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第5号は農業振興地域整備計画の変更について郡山市長から 意見を求められましたので、お諮りするものです。 まず議案第5号別紙の資料1-1をご覧ください。 除外の内容ですが、 (1) 公共性の高い事業の実施 (2) 非農地判断された農地 (3) 国土調査の結果などにより、農用地区域から除外するものです。 資料1-2をご覧ください。 公共性の高い事業の実施、錯誤等の詳細は記載のとおりです。 合計4筆、面積は572㎡です。 次に資料1-3をご覧ください。 農業委員会において、現況が山林・原野であることを理由として 非農地判断をした土地及び現況非農地である農地について、農用地 区域から除外するものが一覧になっております。 合計212筆、面積は101,795㎡です。 次に資料1-4をご覧ください。 分筆及び国土調査の成果による面積減により、農用地区域から 除外する農地の詳細は記載のとおりです。 合計4,139.08㎡です。 次に資料2-1をご覧ください。 編入です。編入の内容ですが、土地改良事業に係るほ場整備関係、 国土調査の結果等により、農用地区域に編入するものです。

	<p>資料 2 - 2 をご覧ください。</p> <p>土地改良事業により、熱海町石筵で農用区域に編入する農地の詳細は記載のとおりです。</p> <p>合計194筆、面積は100,618.68㎡です。</p> <p>次に資料 2 - 3 をご覧ください。</p> <p>合筆、錯誤、文筆、国土調査成果による面積増に伴う農用区域に編入する農地の詳細は記載のとおりです。</p> <p>合計28,371.73㎡です。</p> <p>以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明について ご意見、ご質問等ございませんか。</p>
	(意見交換)
議 長	<p>ほかに、ございませんか。</p>
	(なし)
議 長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、原案のとおり決します。</p> <p>以上で、議案第 5 号を終わります。</p> <p>続いて、議案第 6 号「農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画案について、郡山市長から意見を求められたので、お諮りいたします。</p> <p>まず 1 番から 8 番までの 8 件について付議いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 6 号別紙をご覧ください。</p> <p>議案第 6 号は農地所有者、耕作者からの申し出に基づき市が作成した農地所有者、農地中間管理機構である福島県農業振興公社、耕作者の 3 者間での貸借について定める農用地等利用促進計画案について郡山市長から意見を求められたのでお諮りするものです。</p> <p>1 番から 8 番までの 8 件について、計画の内容を調査したところ貸付相手方は全部耕作要件及び常時従事要件を満たしており 適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>

議 長	ただいまの説明について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番から8番までの 8件について原案のとおり決することに 異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番から8番までの 8件について 原案のとおり決します。 次に9番 1件について付議いたします。 なお、この件につきましては委員が借受人になっており、 農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する議事参与の 制限に該当しますので退席を求めます。
	(該当委員が退席する)
議 長	事務局の説明を求めます。
事務局	計画案9番 1件について、計画の内容を調査したところ 貸付相手方は全部耕作要件及び常時従事要件を満たしており 適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	9番 1件について原案のとおり決することに 異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、9番 1件について 原案のとおり決します。 退席委員の復席を求めます。 次に再転貸の1番と2番の 2件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	別紙の5ページ、3枚目をご覧ください。 再転貸1番と2番の2件について、前耕作者と農地中間管理機構と の契約の解約に伴い、機構から新たな耕作者に再転貸を行うものです。 2件について計画案の内容を調査したところ、貸付相手方は

	<p>全部耕作要件及び常時従事要件を満たしており 適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1番と2番の 2件について原案のとおり決することに 異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1番と2番の 2件について 原案のとおり決します。 以上で、議案第6号を終わります。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。 報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による 農地転用届出について」 次のとおり、1番から6番までの 6件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第1号を終わります。</p> <p>続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による 農地転用届出について」 次のとおり、1番から18番までの 18件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第2号を終わります。</p> <p>続いて、報告第3号「農地等の競落について」 先に適格と決し、農地等の買受適格証明書を交付した競落者から 売却調書の提出があり、農地法第3条第1項の規定による許可書を 交付したので報告する。 報告第3号を終わります。</p> <p>続いて、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による 通知について」 次のとおり1番から3番までの 3件について 通知書の提出があったので報告する。</p>

	<p>報告第4号を終わります。</p> <p>ただいまの 第1号から第4号までの報告について ご質問等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>次に1月20日に開催した特別委員会の審議の経過と結果の報告を 求めます。最初に、事務局から申請の概要について説明願います。</p>
事務局	<p>市長から「農業振興地域整備計画の変更に係る 農地転用の可否見込み」の協議がありましたので、 申し出があった各案件の概要を説明いたします。</p> <p>お配りしました農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用の 可否見込みについて及びタブレットの資料をご覧ください。</p> <p>12月締め切り分で、10件の申請がありました。</p> <p>1番から4番までが農業振興地域の除外の申し出、軽1番から 軽6番までが農業振興地域整備計画の軽微な変更申し出です。</p> <p>三穂田1番の事業目的は、通路で追認案件です。 住宅までの進入路にする予定です。 申出地は10ha以上規模の第1種農地ですが既存施設拡張事業で 許可要件があります。</p> <p>喜久田2番の事業目的は、通路と駐車場です。 申出地は登記地目、現況地目ともに農地ではありませんので 農地転用許可は不要です。</p> <p>日和田3番の事業目的は、従業員用駐車場です。 従業員用の駐車場707台分に転用する計画です。 申出地は土地改良が行われた第1種農地ですが既存施設拡張事業で 許可要件があります。</p> <p>西田4番の事業目的は、農家住宅の敷地で追認案件です。 農家住宅の進入路と庭にする予定です。 申出地はいずれにも該当しない第2種農地で、第2種農地の転用は、</p>

申出地の他に目的達成可能な土地がないことが必要ですが、農地以外に適当な土地がなく周辺農地にも影響を与えないことから許可できると判断しています。

中央軽1番の事業目的は牛舎です。

牛舎1棟に転用する計画です。

申出地は農用地区域内農地ですが、農業用施設事業で許可要件があります。

三穂田軽2番の事業目的は選果場です。

いちごを選果する作業場、農業用資材を保管する建物に転用する計画です。

申出地は農用地区域内農地ですが、200㎡未満の農業用施設であり農地法施行規則第29条第1号により許可不要です。

三穂田軽3番の事業目的は農作業所です。

農作業所及び通路に転用する計画です。

申出地は農用地区域内農地ですが、農業用施設事業で許可要件があります。

日和田軽4番の事業目的は農産物加工・直売施設、トイレ、駐車場、ビニールハウス、通路で、追認案件です。

申出地は農用地区域内農地ですが、農業用施設事業で許可要件があります。

西田軽5番の事業目的は農業用倉庫です。

農業用倉庫及び通路に転用する計画です。

申出地は農用地区域内農地ですが、農業用施設事業で許可要件があります。

西田軽6番の事業目的は農業用倉庫等で追認案件です。

農業用倉庫及び農作業スペースにする予定です。

申出地は農用地区域内農地ですが、200㎡未満の農業用施設であり農地法施行規則第29条第1号により許可不要です。

	<p>以上で、今回の申請の概要説明といたします。</p>
議 長	<p>次に北島 繁和委員から、審議の内容を報告願います。</p>
北島 繁和 委員	<p>1月20日に特別委員会を開催しましたので その審議の結果を報告します。</p> <p>農業振興地域整備計画の変更についてですが、ただいま 説明ありましたとおり、除外が4件、用途変更が6件、 合計10件の申請があり協議しました。</p> <p>特別委員会では10件のうち7件は記載のとおり許可基準を定め、 2件については農地法施行規則により、1件は非農地により 農地転用は不要と決しました。</p> <p>決定内容については市長に報告することに決し、 既に報告しております。</p> <p>以上、特別委員会の報告とさせていただきます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明について ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>農振除外については、特別委員会での審議結果を総会の決定と する旨、決定しておりますので、既に市長に回答しております。</p> <p>その他ございませんか。</p>
	<p>(な し)</p>
議 長	<p>長時間の慎重審議ありがとうございました。</p> <p>以上で、第22回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。</p>

郡山市農業委員会

第22回総会（令和8年2月19日開催）の概要

第3条 農地の移動は

21件で、田 84,732㎡ 畑 6,818.02㎡でした。

第5条 農地の転用は

2件で、駐車場2件でした。